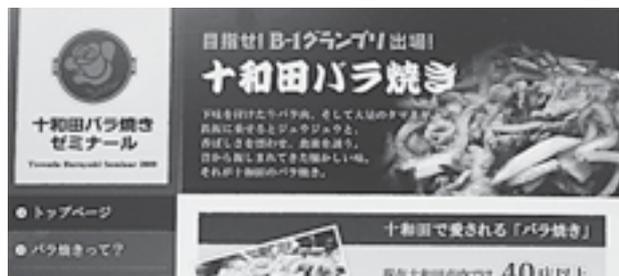




## 十和田バラ焼きゼミナール公式ホームページ開設!

このほど、十和田バラ焼きゼミナール（通称バラゼミ・江渡信貴主宰）が、公式ホームページを立ち上げました。これまでの活動や市内でバラ焼きを提供している店舗のMAPなどを紹介していますので、ご覧ください。



十和田バラ焼きゼミナールホームページ

<http://www.barayaki.com/>

問い合わせ先 十和田商工会議所・妻神 (☎24)1111)

### 十和田バラ焼き店主会（仮称）設立総会・勉強会

バラ焼きの普及活動を行う十和田バラ焼きゼミナールの活動を支援協力し、バラ焼き提供店のPR、サービスの向上、地域経済の活性化などを旨とした提供店主体の十和田バラ焼き店主会（仮称）を設立します。バラ焼きを提供している店舗のかたはぜひご参加ください。

とき 7月10日(金) 午後3時～3時30分

ところ 十和田商工会館5階会議室

費用 無料

※総会終了後、愛Bリーグ事務局長 依慎一さんによる記念講演会（午後3時30分～4時30分）を行います。市民のかたも入場できます。

問い合わせ先 十和田商工会議所・妻神

(☎24)1111・FAX 24)1563)

## 国民健康保険税の納付は7月からです

国民健康保険税（国保税）は、皆さんの医療費に充てられる国民健康保険（国保）の貴重な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

### ■後期高齢者医療制度の施行に伴う緩和措置と平成21年度の改正点

- ①後期高齢者医療制度の施行に伴い国保税の負担が急激に増加することを避けるため、軽減判定において国保から後期高齢者医療制度に移行したかたの所得および人数も含めて判定します。（5年間適用）
- ②国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保単身となるかたについて、医療分と後期高齢者支援分にかかる平等割を半額にする措置がとられます。（5年間適用）
- ③被用者保険から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者（65歳以上のかた）が国保の被保険者となった場合、申請により2年間国保税が減免されます。
- ④介護分の課税限度額が9万円から10万円になりました。

※所得の申告が無い場合は、所得に基づく軽減判定ができません。所得が無い場合でも必ず申告をするようお願いいたします。

### ■普通徴収と特別徴収の通知

年金から天引きされる特別徴収のかたには①「国民健康保険税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」、納税通知書で納める普通徴収のかたには②「国民健康保険税納税通知書」、年度の途中から徴収方法が切り替わるかたには①と②を郵送します。特別徴収のかたは申し出により口座振り替えで支払うこともできます。

■特別の事情もなく保険税を納めないと次のような措置がとられる場合があります。

督促を受けたり、延滞金が加算されたり、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されたりする場合があります。また、納期限から1年以上滞納すると、保険証を返還してもらい、被保険者であることを証明する「資格証明書」が交付され、医療費はいったん全額自己負担することになります。  
問い合わせ先 国保年金課国保税係 (☎23)5111内線242)

## 文化財の放火・盗難などにご注意を

最近、全国各地で文化財などの放火や盗難が相次いでいます。皆さんがお住まいの近くにある寺社や古民家、骨董品などの文化財は、地域で代々守り継がれてきた大切な宝です。これらの文化財の防火・防犯体制を改めてチェックしてみましょう。

また、不審者を発見した場合には警察に連絡するなど、みんなで文化財を守っていきましょう。

### ■防火・防犯体制チェック例

- ▶文化財を守るための警察署や消防署との連携、地域のかたとの協力体制が築かれていますか。
- ▶人気のない場所にゴミなどの燃えやすい物はありませんか。
- ▶ろうそくや線香などの火の管理は十分ですか。
- ▶夜間や無人の寺社などの管理は適切にできていますか。
- ▶鍵などの施錠器具は正常に機能していますか。
- ▶火災報知器、消火設備、センサーなどの防火・防犯設備は正常に作動しますか。また、定期的に点検していますか。

問い合わせ先 生涯学習課

(☎23)5111内線6523)